

雇用保険被保険者 **p** 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (育児)
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	5086 - 366653 - 5		3 フリガナ	アオヤマ リョウスケ		4 休業等を 開始した日の 年 月 日	令和 7 年 9 月 20 日
2 事業所番号	2804 - 624291 - 1		休業等を開始した 者の氏名	青山 良介		年 月 日	
5 名称	ショッピングリハビリカンパニー株式会社			6 休業等を 開始した者の 住所又は居所	〒 662 - 0864 西宮市越水町5-32 ベルコール越水2-303 電話番号 (080) 6404 - 1614		
事業所所在地	島根県雲南市木次町里方30-2						
電話番号	090 - 1682 - 5554						
住所 島根県雲南市木次町里方30-2 事業主 氏名 ショッピングリハビリカンパニー株式会社 代表取締役 尾添 純一							
休業等を開始した日以前の賃金支払状況等							
7 休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	8 7の期 間にお ける賃 金支払 基礎日 数	9 賃金支払対象期間	10 9の 基礎 日数	11 賃 金 額			12 備 考
休業等を開始した日	9月20日			A	B	計	
8月20日～休業等を開始した日の前日	31日	9月1日～休業等を開始した日の前日	19日	236578		236578	
7月20日～8月19日	31日	8月1日～8月31日	31日	357955		357955	
6月20日～7月19日	30日	7月1日～7月31日	31日	358547		358547	
5月20日～6月19日	31日	6月1日～6月30日	30日	361503		361503	
4月20日～5月19日	30日	5月1日～5月31日	31日	356181		356181	
3月20日～4月19日	31日	4月1日～4月30日	30日	353223		353223	
2月20日～3月19日	28日	3月1日～3月31日	31日	362686		362686	
1月20日～2月19日	31日	月 日～月 日	日				
12月20日～1月19日	31日	月 日～月 日	日				
11月20日～12月19日	30日	月 日～月 日	日				
10月20日～11月19日	31日	月 日～月 日	日				
9月20日～10月19日	30日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
13 賃金 に関する 特記事項	p 休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 令和 7 年 12 月 2 日 (受理番号 DI00546059 号)						
14 (休業開始時における) 雇用期間	☐ イ 定めなし ; ☐ 定めあり 平成 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 月)						
公所 共記 職載 業欄 安定							

注意
 1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(事業主控)(以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。)の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
 2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。
 3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が介護休業又は育児休業を開始した日及び当該被保険者が要介護状態にある対象家族を介護するため若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業又は当該被保険者がその要介護状態にある対象家族を介護すること若しくは就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。
 なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

17条付記

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
	令和 7 年 10 月 8 日 提出代行者	熊沢 奈実	03 - 6384 - 2345